

所得の計算方法について

所得制限額（A） > 対象所得額（B）－対象控除額（C）となれば申請が可能です。

• 所得制限額（A）

扶養人数	所得制限額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

以下に該当する場合、所得制限額に加算することができます。

- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族
1人につき10万円
 - 特定扶養親族（19歳以上23歳未満※）
1人につき25万円
 - 控除対象扶養親族（16歳以上29歳未満※）
1人につき25万円
- ※年齢の算定基準日：所得判定年の12月31日
（例）令和6年中の所得
→令和6年12月31日現在の年齢

• 対象所得額（B）

以下の所得の合計金額が、対象所得額です。

総所得額※ + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 土地等に係る事業所得等の金額
+ 長期譲渡所得（特別控除後）の金額 + 短期譲渡所得（特別控除後）の金額
+ 商品先物取引に係る雑所得等の金額
※給与所得または公的年金所得を得ている方の場合、その合計金額から一律10万円が更に控除されます。

• 対象控除額（C）

控除内容	控除額	本人所得	扶養義務者所得 (20歳未満の場合)
障害者控除（本人）	270,000円	控除なし（所得制限額に組み込んでいるため）	控除可
特別障害者控除（本人）	400,000円		
障害者控除（家族）	270,000円	控除可	
特別障害者控除（家族）	400,000円		
寡婦控除	270,000円		
ひとり親控除	350,000円		
勤労学生控除	270,000円		
配偶者特別控除	控除額に相当する額		
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金			
雑損控除			
医療費控除			

※毎年8月1日に所得判定年度が切り替わります。